

診療所が届出により一般病床等を設置する場合の取扱要領の制定について

1 経緯等

- これまで、診療所が一般病床等を設置するに当たり、原則許可制としながらも、特例として、県が定める届出基準に適合する場合には、医療審議会を経ずに、知事の判断のみで病床設置を可能としてきたところ。
- 先の医療法改正により、平成 30 年 4 月 1 日以降は、地域包括ケアシステムや救急医療に係る病床設置が追加されるなど対象範囲が見直されるとともに、法令及び国通達により、県が届出を承認する際には、地域医療構想調整会議及び県医療審議会
で意見を聴くこととされた。
- これを受け、従来の届出基準に代わるものとして、新たに診療所の一般病床等の届出設置に係る具体的な取り扱いを定めることとしたところ。

2 対応方針（平成 30 年 3 月 22 日の岩手県医療審議会において説明済み）

- (1) 診療所における一般病床等の届出設置に係る事務を円滑に進めるために、従来の届出基準を全部改正し、新たに取扱要領を制定する。
- (2) 県医療審議会における届出案件の審議は、これまでと同様、引き続き医療計画部会の所掌とする。
- (3) 国の通達（「地域医療構想を踏まえた地域包括ケアシステム構築のための有床診療所の在り方について」医政地発 0327 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）を踏まえ、医療計画部会の意見を聴く前に、あらかじめ地域医療構想調整会議で協議を行う取扱いとする。

3 取扱要領について

(1) 従来の届出基準からの主な変更点

- 知事の専決による届出審査を削除し、基準を審査要件に改めるもの。
- 届出事務に係る事務処理手続きを見直したもの。

(2) 取扱要領の概要

① 届出病床設置の対象となる診療所（届出特例有床診療所）の定義（第 2 条）

- ア 地域包括ケアシステム構築のために必要な診療所
- イ へき地に設置される診療所
- ウ 小児医療推進に必要な診療所
- エ 周産期医療の推進に必要な診療所
- オ 救急医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所

② 届出病床の設置又は増床、届出特例有床診療所の要件等の変更及び届出病床の廃止といった届出設置事務の手続き（第 3 条、第 4 条、第 6 条）

⇒事務手続きの詳細については、資料 2-2 を参照

③ 届出案件に係る審査方法（第 5 条）

⇒届出案件の諮問があった場合、審議会は計画部会へ付議し、知事に答申を行う

④ 医療機関の開設者及び知事の定期報告（第 7 条）

⑤ 届出設置後の行政による診療所への指導（第 8 条）

⇒届出特例有床診療所の要件等に即した運営の要請をし、改善が見られない場合には、事前又は事後に計画部会に報告した上で、当該病床の廃止又は削減を求める等必要な指導を行う

《参考①：取扱要領と届出基準の相違点》

	取扱要領（新）	届出基準（旧）
性質	県内部の取扱要領 （知事の判断のみで設置することが不可となり、届出事務に係る指導方法等をまとめた要領を作成）	県医療審議会決定 （県としての基準を設定することにより、知事の判断のみで病床設置を認めることを可能とされていた）
届出前	① 開設者は、知事に <u>事前協議を申し出る</u> ② <u>地域医療構想調整会議で協議を行う</u> ※1 ③ <u>県医療審議会（計画部会）に諮問</u> ※ 医療計画への記載は不要	① 保健所等に事前相談（任意） ② 医療審議会（計画部会）に諮問 又は 届出基準に基づき、知事が審査 ③ 医療計画に記載
届出後	（開設者） ・毎年、 <u>定期報告</u> を行う （知事） ・定期報告内容を、 <u>計画部会に報告</u> ・必要に応じ、 <u>事後指導</u> を行う	※法令上、特段決められた規定なし

《参考②：岩手県内の療養病床及び一般病床の設置状況》

病床種別	圏域	基準病床数	既存病床数 (H29. 9. 30 現在)			
			病院	介護老健施設	診療所	届出病床再掲
一般病床 ・ 療養病床	盛岡	5,253 床	5,691 床	14 床	164 床	49 床
	岩手中部	1,768 床	1,728 床	0 床	66 床	0 床
	胆江	1,203 床	1,309 床	0 床	47 床	11 床
	両磐	1,280 床	1,010 床	0 床	51 床	0 床
	気仙	448 床	566 床	0 床	19 床	0 床
	釜石	628 床	695 床	0 床	0 床	0 床
	宮古	586 床	626 床	0 床	25 床	0 床
	久慈	470 床	456 床	0 床	0 床	0 床
	二戸	302 床	447 床	0 床	35 床	0 床
	合計	11,938 床	12,528 床	14 床	407 床	60 床

※1 基準病床数は「岩手県保健医療計画(2018 - 2023)」で定めている数値であるもの。

※2 既存病床数は、医療法に基づく補正(放射線治療のバックベットは既存病床数に含めない等)を行った後の数値を掲載しているもの。

※3 網掛けをしている圏域は、病床非過剰地域であるもの。

《参考③：平成 37 年における病床の必要量等の推計》

二次医療圏	高度急性期		急性期		回復期		慢性期		合計	
	必要量	H28 病床機能 報告	必要量	H28 病床機能 報告	必要量	H28 病床機能 報告	必要量	H28 病床機能 報告	必要量	H28 病床機能 報告
盛岡	547	1,341	1,553	2,233	1,861	<u>957</u>	1,224	1,556	5,185	6,231
岩手県中部	135	<u>50</u>	438	1,193	555	<u>337</u>	248	250	1,376	2,020
胆江	84	<u>0</u>	357	792	312	<u>127</u>	445	527	1,198	1,472
両磐	76	<u>0</u>	278	852	290	<u>151</u>	237	<u>230</u>	881	1,312
気仙	44	<u>20</u>	164	345	93	<u>46</u>	69	98	370	532
釜石	31	<u>0</u>	130	340	165	169	223	282	549	791
宮古	39	<u>0</u>	143	359	196	<u>78</u>	94	168	472	703
久慈	43	<u>20</u>	136	270	133	<u>99</u>	42	48	354	517
二戸	31	<u>0</u>	134	345	91	<u>0</u>	35	92	291	573
県全体	1,030	1,431	3,333	6,729	3,696	1,964	2,617	3,251	10,676	14,151

※1 「岩手県保健医療計画(2018 - 2023)」で定めている数値であるもの。

※2 下線を引いている数値は、病床機能報告の数値が必要量を下回っているもの。

《参考④：届出により一般病床を設置予定又は設置した診療所（H30.6.25 現在）》

・黒川産婦人科内科（周産期、11床）	・やはば産婦人科（周産期、19床）
・もりおか往診ホームケアクリニック（在宅19床）	・おいなお医院（周産期、11床）
・みうら産婦人科内科（周産期、2床）	

※ みうら産婦人科は平成 30 年 9 月に病床設置予定。